

災害時における災害救助犬の出勤に関する協定

三重県(以下「甲」という。)とNPO法人災害救助犬ネットワーク(以下「乙」という。)は、三重県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動(以下「捜索活動」という。)を円滑に実施するため、災害救助犬の出勤に関し、次のとおり協定を締結する。

(出勤要請)

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出勤を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(出勤)

第2条 乙は、前条の出勤要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出勤させるものとする。

2 乙は、出勤体制が整ったときは、速やかに出勤部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出勤頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(捜索活動の実施等)

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員(以下「構成員」という。)は、出勤した災害現場においては、甲の指定する現場指揮者(以下「現場指揮者」という。)の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。

(費用の負担)

第4条 第2条第1項の規定に基づく出勤に関する経費は、甲の負担とする。

(損害補償)

第5条 この協定に基づく出勤又は捜索活動に伴って構成員並びに災害救助犬に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例昭和37年三重県条例第46号」の規定に準じてその損害を補償する。

(2) 乙が負担するもの

ア 乙は、乙の構成員が出勤時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出勤時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成22年10月17日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年10月17日

甲 三重県津市広明町13
三重県

知事 野呂昭彦

乙 富山県富山市北代3915番地
特定非営利活動法人 災害救助犬ネットワーク

理事長 西坂直樹